

## 「各種事務事業の取扱い」(その5)

### 21 道路・河川分科会

ページ	事務事業コード	各種事務事業	分類	調整方針案
28	010101	市町村道の認定基準	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。なお、地域や地形による特性を考慮して特例を設ける。
29	010701	道路の維持管理	当分の間現行どおり	当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。
30	010501-1	放置自転車対策事業	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。
31	050101-1	道路除雪の出動基準等	現行どおり	「積雪10cm以上」を一律の除雪出動基準とし、全市早朝除雪を基本とする。なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に応じて実施する。また、除雪路線についても、現行どおりとする。
32	050201	歩道除雪の出動基準等	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、早朝除雪の出動基準は「積雪10cm以上」とする。
33	070102	小型除雪機械の無償貸与	合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
34	060101	消雪パイプに係る施策	当分の間現行どおり	消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、当分の間現行どおりとする。なお、受益者負担のあり方や、消雪パイプの設置が不可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整する。

印は、長岡地域任意合併協議会で協議された事務事業。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 1 道路・河川	0 1 道路管理	0 1 市町村道の認定	0 1 市町村道の認定基準	
長岡市	中之島町	越路町		
1 私道を市道に認定する場合 (1) 道路幅員は6m以上で隅切は5m以上であること。 (2) 道路起終点が国・県・市道に接続していること。 (3) 道路敷地は無償で市に寄付されること。 (4) 道路構造は次の条件を満たすこと。 側溝が整備されていること。 路面が整備され、交通に支障がないもの。 曲線半径が15m以上であること。 縦断勾配が9%以内であること。	1 私道を町道に認定する場合 (1) 道路幅員は4m以上であること。 (2) 道路起終点が国・県・町道に接続していること。 (3) 道路敷地は無償で町に寄付されること。 (4) 道路構造は次の条件を満たすこと。 原則として側溝が整備されていること。 曲線半径が著しく短くないもの。 路面が舗装されており交通に支障のないもの。	1 私道を町道に認定する場合 (1) 道路幅員は4m以上であること。 (2) 道路起終点が国・県・町道に接続していること。 (3) 生活道路もしくは集落間を連絡する道路であること。 (4) 道路敷地は無償で町に寄付されること。 (5) 道路構造は次の条件を満たすこと。 土地改良、開発行為で造る道路は幅員6m以上かつ舗装済道路。また、橋梁を有する場合は25t設計荷重。		
2 市道を新設する場合 (1) 道路幅員は6m以上で隅切は5m以上であること。 (2) 道路起終点が国・県・市道に接続していること。	2 町道を新設する場合 同上	2 町道を新設する場合 (1) 道路幅員は6m以上で隅切は5m以上であること。 (2) 道路起終点が国・県・町道に接続していること。		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 私道を町道に認定する場合 明確な基準なし。	1 私道を村道に認定する場合 明確な基準はないが、基本的に (1) 道路幅員は3m以上であること。 (2) 道路敷地は無償で村に寄付されること。	1 私道を町道に認定する場合 (1) 原則として県道または町道と一体となって道路網を完結すること。 (2) 自動車が通行可能な道であること。	・道路幅員を何m以上にするか。	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度とそれに続く翌年度は現行どおりとする。なお、地域や地形による特性を考慮して特例を設ける。
2 町道を新設する場合 幅員は4m以上とする。	2 村道を新設する場合 明確な基準はないが、基本的には5m以上であること。	2 町道を新設する場合 明確な基準なし。		

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
2 1	道路・河川	0 1	道路管理	0 7	道路の維持管理	0 1	道路の維持管理
長岡市		中之島町		越路町			
<p>1 道路補修の管理体制 直営又は請負方式</p> <p>2 道路の側溝清掃 生活道路については、地元が年2回、側溝清掃を実施。汚泥を市が回収処分する。地元が清掃できない箇所は、市の直営や業者委託する。</p> <p>3 道路の防塵処理 未舗装の市道や私道を防塵処理している。</p> <p>4 道路の路肩・法面除草 基本的には地元管理。橋梁取付部や山間地などの箇所については、市直営又は業者委託する。</p> <p>5 市道以外に維持管理する道路 農免農道などの基幹農道や基幹林道</p> <p>6 排水路（下水道区域内を除く）の清掃 基本的には地元管理。ただし、暗渠部等で地元で対応できない箇所は市が実施する。</p>		<p>1 道路補修の管理体制 直営又は請負方式</p> <p>2 道路の側溝清掃 基本的には地元管理。（ただし、横断管で人力作業が困難な箇所は業者委託する。）</p> <p>3 道路の防塵処理 未舗装の町道を防塵処理している。</p> <p>4 道路の路肩・法面除草 幹線町道の交差点部分のみ町が実施し、その他は地元で任せている。</p> <p>5 町道以外に維持管理する道路 なし</p> <p>6 排水路（下水道区域内を除く）の清掃 基本的には地元管理。ただし、横断管等で地元で対応できない箇所は町が実施する。</p>		<p>1 道路補修の管理体制 請負方式</p> <p>2 道路の側溝清掃 生活道路については、地元が実施。ただし、危険箇所や横断側溝など地元が清掃できない箇所については必要に応じ、業者委託する。</p> <p>3 道路の防塵処理 実施していない。</p> <p>4 道路の路肩・法面除草 基本的には地元管理。（ただし、一部幹線町道の路肩部と信濃川堤防道路は町で除草）</p> <p>5 町道以外に維持管理する道路 なし</p> <p>6 排水路（下水道区域内を除く）の清掃 基本的には地元管理。ただし、暗渠部及び断面の大きい箇所は必要に応じて町が実施する。</p>			
三島町		山古志村		小国町		課 題	調 整 方 針 案
<p>1 道路補修の管理体制 請負方式</p> <p>2 道路の側溝清掃 生活道路の側溝清掃は、原則的には地元で実施する。側溝蓋の取れない箇所及び横断管等地元で実施不可能な箇所については、業者委託する。</p> <p>3 道路の防塵処理 実施していない。</p> <p>4 道路の路肩・法面除草 基本的には地元管理。山間地等は不定期で業者委託する。</p> <p>5 町道以外に維持管理する道路 広域農道等の基幹農道や集落道</p> <p>6 排水路（下水道区域内を除く）の清掃 基本的には地元管理。ただし、地元で対応できない箇所は町が実施する。</p>		<p>1 道路補修の管理体制 請負方式</p> <p>2 道路の側溝清掃 基本的には地元管理。</p> <p>3 道路の防塵処理 実施していない。</p> <p>4 道路の路肩・法面除草 基本的には地元管理。業者委託していない。</p> <p>5 村道以外に維持管理する道路 なし</p> <p>6 排水路（下水道区域内を除く）の清掃 基本的には地元管理。ただし、地元で対応できない箇所は村が実施する。</p>		<p>1 道路補修の管理体制 直営又は請負方式</p> <p>2 道路の側溝清掃 基本的には地元管理。ただし、暗渠部及び断面の大きい箇所等専門的な技術が必要な場合は業者委託する。</p> <p>3 道路の防塵処理 実施していない。</p> <p>4 道路の路肩・法面除草 基本的には地元管理。ただし、一部幹線町道の路肩部は業者委託する。</p> <p>5 町道以外に維持管理する道路 林道</p> <p>6 排水路（下水道区域内を除く）の清掃 基本的には地元管理。ただし、暗渠部等で地元で対応できない箇所は町が実施する。</p>		<p>・道路補修の管理体制や防塵処理の有無等、地域の実情やこれまでの経緯を考慮して調整する必要がある。</p>	<p>当分の間現行どおりとし、期間をかけて調整する。</p>

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 1   道路・河川	0 1   道路管理	0 5   放置自転車	0 1 - 1   放置自転車対策事業	
長岡市	中之島町	越路町		
1 放置禁止区域 (1) 場所 長岡駅東口の禁止区域 (2) 撤去回数 土日祝日を除く毎日 (3) 保管自転車の処分方法 所有者への告示から6か月 経過後、処分する。 (4) 返還手数料 自転車 1,400円 原付自転車 2,100円 (根拠規定: 長岡市自転車等放置防止条例)	1 放置禁止区域 なし	1 放置禁止区域 なし		
2 放置禁止区域外 (1) 場所 長岡駅大手口周辺・宮内駅前 ・北長岡駅前 (2) 撤去回数 年3回 (3) 処分方法 所有者への通知日から数か月 経過後、処分する。 (4) 返還手数料 なし	2 放置禁止区域外 (1) 場所 押切駅 (2) 撤去回数 不定期に実施 (3) 処分方法 撤去した自転車を随時処分 (4) 返還手数料 なし	2 放置禁止区域外 (1) 場所 来迎寺駅・岩塚駅・塚山駅及 び浦バス停周辺など (2) 撤去回数 不定期に実施 (3) 処分方法 撤去した自転車を随時処分 (4) 返還手数料 なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放置禁止区域の有無</li> <li>・ 放置禁止区域外の撤去回数及び撤去自転車の処分方法が異なる。</li> </ul>	長岡市の制度を基に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 1 道路・河川	0 5 除雪対策	0 1 道路除雪の委託	0 1 - 1	道路除雪の出動基準等
長岡市	中之島町	越路町		
1 早朝除雪の出動基準 (1) 積雪10cm以上で出動 (2) 積雪10cm未満でも引続き降雪が見込まれるときは出動する。  2 日中・深夜除雪の出動基準 (1) 日中は積雪10cm以上で出動する。 (2) 深夜は降雪状況により、必要に応じて出動する。  3 除雪路線 市内全域の道路(私道を含む)で次のもの (1) 重要な連絡道路、住居に通ずる生活道路 (2) 除雪車が作業可能な道路 (3) その他、除雪を必要と認める道路	1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動  2 日中・深夜除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動  3 除雪路線 町内全域の道路(私道を除く)で次のもの (1) 重要な連絡道路、住居に通ずる生活道路 (2) 除雪車が作業可能な道路 (3) その他、除雪を必要と認める道路	1 早朝除雪の出動基準 (1) 積雪10cm以上で出動 (2) 積雪10cm未満でも引続き降雪が見込まれるときは出動する。  2 日中・深夜除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動  3 除雪路線 町内全域の道路(私道を除く)で次のもの (1) 重要な連絡道路、住居に通ずる生活道路 (2) 除雪車が作業可能な道路 (3) その他、除雪を必要と認める道路		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動  2 日中・深夜除雪の出動基準 (1) 日中は積雪10cm以上で出動する。 (2) 深夜は降雪状況により、必要に応じて出動する。  3 除雪路線 町内全域の道路(私道を除く)で次のもの (1) 重要な連絡道路、住居に通ずる生活道路 (2) 除雪計画にない路線でも、地元の要望があれば実施する。 (3) 幅員の狭い車道は歩道除雪機で対応する。	1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動  2 日中・深夜除雪の出動基準 (1) 日中は積雪10cm以上で出動する。 (2) 深夜は降雪状況により、必要に応じて出動する。  3 除雪路線 村内全域の道路(私道を含む)で次のもの (1) 重要な連絡道路、住居に通ずる生活道路 (2) 除雪車が作業可能な道路 (3) その他、除雪を必要と認める道路	1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動  2 日中・深夜除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動  3 除雪路線 町内全域の道路(私道を除く)で次のもの (1) 重要な連絡道路、住居に通ずる生活道路 (2) 除雪車が作業可能な道路 (3) その他、除雪を必要と認める道路	日中・深夜除雪の実施や出動頻度については、降雪量や降雪強度など地域の気象状況に差があることから、地域の実情に応じた取組みが効果的と思われる。	「積雪10cm以上」を一律の除雪出動基準とし、全市早朝除雪を基本とする。なお、日中・深夜除雪については、地域の実情に応じて実施する。また、除雪路線についても、現行どおりとする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 1 道路・河川	0 5 除雪対策	0 2 歩道除雪の委託	0 1 歩道除雪の出動基準等	
長岡市	中之島町	越路町		
1 早朝除雪の出動基準 (1) 積雪15cm以上で出動 (2) 積雪15cm未満でも引続き降雪が見込まれるときは出動する。  2 日中除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動  3 除雪路線 (1) 雪みち計画に位置付けられている歩道 (2) 除雪可能な歩道構造であること (3) 雪みち計画路線以外でも、通学児童が多い路線については、降雪が落ち着いた後、順次除雪する。  雪みち計画 冬期間の歩行者空間をネットワーク的に形成するために、国、県、市町村が一体的、効率的に実施するよう策定された計画。通学路や医療施設、公共施設など利用者が多い歩道を中心に除雪を実施する。	1 早朝除雪の出動基準 積雪20cm以上で出動  2 日中除雪の出動基準 積雪20cm以上で出動  3 除雪路線 (1) 雪みち計画に位置付けられている歩道 (2) 除雪可能な歩道構造であること (3) 雪みち計画路線以外でも、通学児童が多い路線については、降雪が落ち着いた後、順次除雪する。	1 早朝除雪の出動基準 (1) 積雪5cm以上で出動 (2) 積雪5cm未満でも引続き降雪が見込まれるときは出動する。  2 日中除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動  3 除雪路線 (1) 雪みち計画に位置付けられている歩道 (2) 除雪可能な歩道構造であること		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
1 早朝除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動  2 日中除雪の出動基準 積雪10cm以上で出動  3 除雪路線 除雪可能な歩道構造であること	なし	1 早朝除雪の出動基準 積雪の状況を見て随時除雪  2 日中除雪の出動基準 降雪状況により必要に応じて出動  3 除雪路線 (1) 雪みち計画に位置付けられている歩道 (2) 除雪可能な歩道構造であること (3) 雪みち計画路線以外でも、通学児童が多い路線については、降雪が落ち着いた後、順次除雪する。	・早朝除雪の出動基準が異なるため、基準を統一する必要がある。 ・日中除雪や除雪路線は、降雪量など地域により差があるため、実情に応じた取り組みが必要である。	長岡市の制度を基に統一する。なお、早朝除雪の出動基準は「積雪10cm以上」とする。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 4月 1日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
2 1 道路・河川	0 7 その他(雪対策)	0 1 助成制度等	0 2	小型除雪機械の無償貸与
長岡市	中之島町	越路町		
1 制度 地域ぐるみで自主的な除雪活動を行う地元に対し、小型除雪機械を無償貸与。 (平成15年度実績 13台)  2 維持費 地元が負担  3 点検整備費 地元が負担	1 制度 除雪活動の要望のあった地元に対し、土日限定で小型除雪機械を無償で貸し出している。 (平成15年度実績 0件)  2 維持費 町が負担  3 点検整備費 町が負担	なし		
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
なし	なし	1 制度 地域ぐるみで自主的な除雪活動を行う地元に対し、小型除雪機械を無償貸与。 (平成15年度実績 7台)  2 維持費 地元が負担  3 点検整備費 地元が負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運用方法等について、実施市町村の比較検討を行い調整する必要がある。</li> <li>・平成15年度から国が導入しているボランティア・サポート・プログラムによる歩道除雪とも調整する必要がある。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">ボランティア・サポート・プログラム            地域住民(実施団体)が主体となって歩道の除雪を実施するもの。除雪機械は国が無償貸与し、実施団体は除雪車の運転などを負担する。国道の他、国道に接続する県道、市町村道の歩道を除雪することができる。</p>	長岡市の制度を基に統一する。

# 各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡地域合併協議会)

作成日 平成16年 5月17日

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業											
2 1 道路・河川	0 6 消雪施設	0 1 消雪パイプに係る施策	0 1	消雪パイプに係る施策										
長岡市	中之島町	越路町												
<p>1 整備 (1) 行政による整備 地盤沈下発生の懸念から、昭和43年以降一部を除いて整備を中止している。</p> <p>(2) 地元による整備 &lt;行政による補助内容&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">井戸</td> <td style="text-align: center;">なし</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td style="text-align: center;">新設・更新経費の30%</td> </tr> </table> <p>(路線に市有施設があるときは、施設の間口延長分の井戸・配管経費も市が負担。)</p> <p>2 管理 (1) 行政管理施設 ・ 地元が電気料を負担する。 ・ 路線に市有施設がある場合は、施設の間口延長分を市が負担する。</p> <p>(2) 地元管理施設 ・ 地元が電気料を負担する。 ・ 路線に市有施設がある場合は、施設の間口延長分を市が負担する。</p>	井戸	なし	配管	新設・更新経費の30%	<p>1 整備 (1) 行政による整備 幹線道路は町が整備して、幹線道路以外は地元が整備している。</p> <p>(2) 地元による整備 &lt;行政による補助内容&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">井戸</td> <td style="text-align: center;">(新設経費-50万円)×60% 更新・修繕経費の60%</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td style="text-align: center;">新設・更新・修繕経費の60%</td> </tr> </table> <p>(路線に町有施設があるときは、地元の負担方法に応じて、町有施設分も町が負担。)</p> <p>2 管理 (1) 行政管理施設 町が電気料を負担する。</p> <p>(2) 地元管理施設 ・ 地元が電気料を負担する。 ・ 町の補助はなし。</p>	井戸	(新設経費-50万円)×60% 更新・修繕経費の60%	配管	新設・更新・修繕経費の60%	<p>1 整備 (1) 行政による整備 幹線道路等の井戸は町が整備して、幹線道路以外の井戸は、地元が整備している。 配管は全て町の負担で整備している。</p> <p>(2) 地元による整備 &lt;行政による補助内容&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">井戸</td> <td style="text-align: center;">(新設経費-100万円)×50% (更新・修繕経費-10万円)×50%</td> </tr> </table> <p>2 管理 (1) 行政管理施設 町が電気料を負担する。</p> <p>(2) 地元管理施設 ・ 地元が電気料を負担する。 ・ 町が基本料金(原子力立地給付金を控除したもの)を補助する。</p>	井戸	(新設経費-100万円)×50% (更新・修繕経費-10万円)×50%		
井戸	なし													
配管	新設・更新経費の30%													
井戸	(新設経費-50万円)×60% 更新・修繕経費の60%													
配管	新設・更新・修繕経費の60%													
井戸	(新設経費-100万円)×50% (更新・修繕経費-10万円)×50%													
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案										
<p>1 整備 (1) 行政による整備 全て町負担で整備しているが、地盤沈下発生の懸念から、平成4年以降は整備を中止している。</p> <p>(2) 地元による整備 なし(更新・修繕も同様)</p> <p>2 管理 (1) 行政管理施設 町が電気料を80%を負担し、地元は20%を負担する。(分担金徴収条例による)</p> <p>(2) 地元管理施設 ・ 地元が電気料を負担する。 ・ 町の補助はなし。</p>	なし	<p>1 整備 (1) 行政による整備 町の重要な施策として全て町負担で整備している。</p> <p>(2) 地元による整備 なし(更新・修繕も同様)</p> <p>2 管理 (1) 行政管理施設 町が電気料を負担する。</p> <p>(2) 地元管理施設 町が電気料を負担する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機械除雪より除雪能力の優れている消雪パイプへの受益者負担の有り方</li> <li>・ 厳しい財政状況下における行政の経費負担の有り方</li> <li>・ 過去の消雪パイプの取組み経緯に配慮した住民感情の合意形成</li> <li>・ 地盤沈下・地下水位の急激な低下等の環境負荷に対する配慮</li> </ul>	<p>消雪パイプの施策は、各市町村の取組みに歴史的経緯があり、設置や維持管理、電気料等において行政と地元の負担関係に著しい相違があるため、当分の間現行どおりとする。なお、受益者負担のあり方や、消雪パイプの設置が不可能な地域とのサービスバランス、地盤沈下等について検討し、極端なサービス低下や財政負担の著しい増加を招かない方向で、期間をかけて調整する。</p>										